

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下野市長 坂村 哲也

市町村名 (市町村コード)	下野市 (09216)	
地域名 (地域内農業集落名)	細谷地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の中心経営体は、規模の拡大を図ることが困難である。一方で、中心経営体以外の農業者において小規模ながら若干の規模拡大の意向がある農業者がいることから、これらの農業者も地域の担い手として位置付け、営農維持の支援や集積・集約化を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体へ農地の出し手について情報提供し、農地の円滑な集積・集約が図れる体制を作る。
小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。
農地耕作条件改善事業により改修を行った細谷堰の受益地については、事業により選定された農業者へ農地バンクを活用した集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員及び農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農地利用最適化推進委員及び農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等への委託を進める。(主に土地利用型作物)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②地域の農産物について有機農業へ切り替えすることを検討していく。
- ③農作業を軽減させるため、補助事業の有無に関わらず、スマート農業の導入を進めていく。
- ⑦土地改良区、地区保全会と連携して、農地の保全管理に取り組む。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、協同で出荷・調製施設の整備を検討していく。
- ⑨生産された稲わら等の有効利用をすすめ、畜産農家と連携を図り有機農業に取り組む生産者などに供給する。